

『大野町地元応援割引クーポン券の配布』に係るQ&A

問1. 我が家は2世帯ですが、クーポン券（広報紙）が1冊しか届いていません。
追加でクーポン券（広報紙）をもらえますか？

(答) 令和2年7月20日時点の各地区の世帯数により、地区の広報委員さんと確認のうえ、1世帯あたり1冊を配布しています。お問い合わせいただいた世帯の実情が複数世帯（2世帯）であっても、各地区での付き合いなど、地区としての登録が1世帯としている世帯については、1世帯分の配布とさせていただきます。（7月号広報配布時に2世帯分の広報紙を配布している世帯は2世帯分となります。）

問2. 広報紙が届いていませんが、配布されましたか？

(答) 各地区の配布方法（各班長より世帯配布または公民館等において配布）により配布しておりますので、各地区においてご確認をお願いします。

問3. 広報紙に付いているはずのクーポン券が切り取られてありません。
どうしたら良いですか？

(答) 大変お手数をおかけしますが、地区の広報委員さんを通じて、役場総務課へご連絡をお願いいたします。（状況に応じて役場総務課にて対応いたします。）

問4. 切り取ったクーポン券を紛失しました。再発行はできますか？

(答) 再発行はしておりませんので、ご了承ください。

問5. 最近（7月下旬から8月初旬）に引越したばかりですが、クーポン券（広報紙）はもらえますか？

(答) 大変お手数をおかけしますが、地区の広報委員さんを通じて、役場総務課へご連絡をお願いいたします。（追加された世帯の広報紙をご用意いたします。）

問6. クーポン券は、どこのお店で利用できますか？

(答) 大野町内において営業する小売店、洗濯業、理容業及び美容業またはその他町長が認める事業者で、事前に町に対して登録された店舗にて使用できます。
詳しくは8月号の町広報紙、ポスター及び町ホームページにて掲載しておりますので、ご確認をお願いします。

問7. クーポン券の使用条件は？

(答) 1,000円以上の買い物ごとに割引クーポン券1枚(500円割引券)使用できます。ただし、プリペイドカードや商品券など換金性が高いもの、たばこ、不動産や金融商品、性風俗関連特殊営業において提供される役務、国税、地方税や使用料などの公租公課や公営ギャンブルには使用できません。

問8. お弁当やお茶の代金が900円となり、追加でたばこや税金の支払いをして1,000円以上の買い物となりましたがクーポン券はしようできますか？

(答) 問7の使用条件のとおり、プリペイドカードや商品券など換金性が高いもの、たばこ、不動産や金融商品、性風俗関連特殊営業において提供される役務、国税、地方税や使用料などの公租公課には使用できません。
したがって、1,000円以上のお買い物とは、上記の対象外商品を除く代金の合計金額となりますので、ご注意ください。

問9. 2,000円以上の買い物の場合は割引クーポン券を2枚使用できますか？

(答) お買い物が1,000円～1,999円の場合は、1枚(500円券×1枚)
2,000円～2,999円の場合は、2枚(500円券×2枚)
3,000円～3,999円の場合は、3枚(500円券×3枚)
以上のように使用することができます。
ただし、Aクーポン券・Bクーポン券ともに1世帯あたり3枚の配布になりますので、ご確認をお願いします。

問10. クーポン券が2種類ありますが、違いは何ですか？

(答) Aのクーポン券は、事前に登録された店舗のうち、大野町商工会加盟店舗において使用できるクーポン券になります。Bのクーポン券は、事前に登録された店舗すべてで使用できるクーポン券になります。
Aクーポン券・Bクーポン券ともに1,500円分の割引を受けることができますが、使用条件として1,000円以上のお買い物ごとに1枚(500円割引券)の割引クーポン券を使用することができますので、あらかじめご確認をお願いします。

ます。

問1 1. Aクーポン券とBクーポン券を併用することはできますか？

(答) できます。

ただし、Aクーポン券は大野町商工会加盟店のみ使用できますので、Aクーポン券とBクーポン券を併用する場合は、大野町商工会加盟店のみとなりますので、ご確認をお願いします。

問1 2. クーポン券が使用できる小売店とは具体的にどのようなお店になりますか？

(答) 今回の割引クーポン券における小売店は、個人用又は家庭用消費のために商品を販売するお店のうち、大野町内に店舗を有し、製造または仕入れた商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売するお店としております。

具体的には、食料品スーパー、酒小売店、コンビニ、薬局、ドラッグストア、ホームセンター、衣料品店、菓子土産類販売店、金物類店、本屋、新聞店、花卉類等販売店、眼鏡店、時計店、自動車販売店、水道設備、電気設備、電化製品、建築設備、ガソリン等燃料類などの小売店や理美容店、クリーニング店、コインランドリーなどが該当いたします。

これらの店舗のうち、事前に登録された店舗にて使用することができますので、詳しくは町広報紙または町ホームページにてご確認をお願いします。

問1 3. 病院で薬をもらっていますが、薬局で薬をもらう際にクーポン券はしょうできますか？

(答) 薬局やドラッグストアにおいて、販売されている薬などにも使用していただくことはできますが、保険が適用されている薬や医療行為等には使用していただくことはできませんのでご注意ください。なお、詳しくは各店舗にてご確認をお願いします。

問1 4. 利用期間が過ぎてしまった割引クーポン券は使用できますか？または換金してもらうことができますか？

(答) 大変申し訳ありませんが、利用期間を過ぎた割引クーポン券は使用できません。また、換金はできませんのでご了承ください。

問15. 町が発行する割引クーポン券と各店舗が提供するクーポン券等との併用は
できますか？

(答) 各店舗において対応が異なりますので、各店舗にご確認をお願いします。

問16. 割引クーポン券が破れて（汚れて）しまいましたが使用できますか？

(答) 割引クーポン券の3分の1以上が滅失している場合は使用できません。

ただし、3分の1以内の滅失の場合は使用できますので、各店舗にご確認をお願いします。また、汚れている場合においても割引クーポン券として確認がとれる場合は使用できますが、原形を保っていないほどの汚れがあるものは使用できません。